

都市緑地法等の改正に伴う生産緑地制度改正に係る検討状況について

1. 都市緑地法等の改正の背景・必要性

- ◆公園、緑地、農地等のオープンスペースの多面的な機能の発揮
- ◆宅地化を前提としてきた都市農地の減少傾向(量的課題)
- ◆公園ストックの老朽化、公園空間の有効活用の要請等(質的課題)

都市農業振興基本法

- ・食の安全への意識の高まり
- ・人口減少に伴う宅地需要の鎮静化
- ・東日本大震災を契機とした防災意識の向上

都市農業振興
基本法の制定
(平成27年4月)

都市農業振興基本計画(平成28年5月)

- 【位置付けの転換】
- ・都市農地 ⇒ 「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ
- 【施策の方向性】
- ・担い手の確保、土地の確保、農業施策の本格展開
- 【講ずべき施策】
- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
 - ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮

2. 都市緑地法等の改正の概要

生産緑地法

- ・生産緑地地区に関する都市計画は、緑の基本計画に即して定める旨の記載が追加
- ・面積要件500㎡を条例で引き下げ可能に(300㎡まで)
- ・直売所等の設置を可能に
- ・買取りの申出時期を10年間延長する「特定生産緑地制度」創設

都市緑地法

- ・「緑地」の定義に、「農地であるものを含む」を追加
- ・緑の基本計画の記載事項を拡充
- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

都市計画法・建築基準法

- ・新たな用途地域の類型として、農業の利便の増進を図りつつ、これに調和した低層住宅に係る良好な居住の環境を保護するために定める「田園住居地域」を創設

【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

3. 都市緑地法等の改正に係る本市の対応

生産緑地法

- ・面積要件緩和に向けた条例制定に係る検討
- ・一団性等、生産緑地地区指定基準の見直し検討
- ・直売所等の設置に係る事務取扱要綱の見直し検討
- ・特定生産緑地指定に向けた必要な措置の検討

都市緑地法

- ・川崎市緑の基本計画の改定

農業施策と連携を図り、生産緑地地区の指定等により、都市における重要な緑に位置付けられた都市農地を保全し、多面的な機能の活用を推進するとともに、市民と「農」とのふれあいによる農業への理解を促進します。

(8施策の推進に向けて「⑨農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト)

都市計画法・建築基準法

- ・田園住居地域の指定方針の検討

4. 生産緑地制度改正等に係る検討会議

(1) 構成(関係局課)

総務企画局(企画調整課、危機管理室)、財政局(財政課、資産税管理課、まちづくり局(都市計画課、景観担当)、建設緑政局(みどりの企画管理課、みどりの保全整備課、経済労働局(農業振興課、農地課)

(2) 設置

平成29年6月1日

(3) 検討事項

- ・生産緑地制度改正に関すること
- ・生産緑地に係る必要な施策・措置等に関すること

(4) 本市の農業をめぐる課題

- ①担い手・後継者の育成に係る課題
- ②健全な経営に向けた支援・研究に係る課題
- ③生産緑地の確保に向けた課題

～2022年問題～

生産緑地の営農継続義務期間(30年)が経過し、多くの「解除手続」の発生が懸念される問題。本市では5.3haの生産緑地について、買取りの申出を予定しているとの調査結果がある。(川崎市農業実態調査 速報 H29.9)

(5) 本市の農業振興に関する施策の方向性

- ①担い手の確保
認定農業者の確保(平成25年:25経営体⇒平成29年:36経営体)、農業後継者育成事業等の実施
- ②農業経営支援の充実
技術支援、認定農業者の生産財の投資に対する補助導等の実施
- ③農地の確保
生産緑地の指定面積の拡充に向けた、面積要件緩和に係る条例制定の検討、指定基準等の見直しを実施

(4) 今後のスケジュール

平成30年4月1日施行を目指し、条例案の作成、指定基準等の見直しを予定